

令和4年3月11日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和3年度3月期）

総務省は、令和3年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月11日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

23,952百万円

2 現金交付

令和4年3月18日（金）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：原課長補佐・齋野

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和3年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	558	533
2 青森	155	76
3 岩手	172	86
4 宮城	202	220
5 秋田	133	66
6 山形	173	87
7 福島	245	120
8 茨城	334	168
9 栃木	237	118
10 群馬	377	188
11 埼玉	767	512
12 千葉	627	410
13 東京	1,369	684
14 神奈川	620	870
15 新潟	194	190
16 富山	127	63
17 石川	131	65
18 福井	82	41
19 山梨	110	54
20 長野	294	144
21 岐阜	215	107
22 静岡	549	576
23 愛知	890	747
24 三重	183	92
25 滋賀	153	76
26 京都	169	211
27 大阪	836	838
28 兵庫	658	513
29 奈良	145	70
30 和歌山	93	45
31 鳥取	60	29
32 島根	84	41
33 岡山	170	176
34 広島	227	228
35 山口	152	76
36 徳島	105	51
37 香川	145	73
38 愛媛	146	73
39 高知	85	41
40 福岡	613	682
41 佐賀	157	79
42 長崎	161	80
43 熊本	146	161
44 大分	152	76
45 宮崎	222	110
46 鹿児島	232	115
47 沖縄	157	76
合計	13,814	10,138

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

